

不利益処分の処分基準

処 分 名		高額療養費貸付金の返還命令		
根拠例規及び条項		多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(昭和 53 年条例 3 号)第 15 条第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市国民健康保険条例第 27 条～29 条		
	基 準	次に該当する場合に返還を命ずるものとする。 (1) 借受人が偽りの申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。 (2) 借受人が第 5 条各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。		
	設定年月日	昭和 53 年 3 月 30 日	最終変更年月日	
備 考				